コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

TOKYO PRINTING INK MFG. CO., LTD.
最終更新日:2015年12月21日
東京インキ株式会社
代表取締役社長 大橋淳男
問合せ先:総務部
証券コード:4635
http://www.tokyoink.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の企業理念は、企業基盤の安定と、企業体質の強化を経営の重要課題とし、顔料加工事業とその周辺分野に深く係わるメーカーとして、これまで培ってきた知識を活かし、最新の技術を織り込んだ高品質で環境にやさしい製品の提供により、広く社会に貢献することにあります。
その実現のため、当社はコーポレート・ガバナンスについて、経営の透明性・健全性、遵法性の確保、各ステークホルダーへの説明責任の重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者並びに各層の経営管理者の責任の明確化を基本理念として経営にあたっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　株主総会議決権の電子行使ならびに招集通知の英訳】
現在、当社では、株主総会議決権の電子行使ならびに招集通知の英訳は行っておりません。今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移に応じて検討を行ってまいります。

【補充原則3－1－2　英語での情報の開示・提供】
現在、当社では、英語での情報の開示・提供は一部に限られております。今後、海外投資家の持株比率の推移や要望等により検討を行ってまいります。

【補充原則4－2－1　業績連動報酬の割合、株式報酬の割合の適切な設定】
当社取締役の報酬は基本報酬と賞与によって構成されております。賞与については当該年度の業績だけでなく、経営計画の対象期間全体での業績等を総合的に評価し、決定しております。今後、取締役会が設置した取締役評価協議会(メンバー:社外取締役、代表取締役、取締役管理部門長)において中長期的な業績連動の方法や株式報酬のあり方について検討してまいります。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役の上限11名の中で、当社の事業内容・業務執行に精通した取締役と、経営管理に識見又は経験を持つ取締役とでバランス良く構成されるよう選任しております。
なお、現在当社の監査役会には、財務・会計等の経験者はおりません。今後、財務・会計に関する適切な知見を有した候補者を選任できるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社は、当社株式の時価総額に対する割合を目安に取引先との関係の維持および強化、資本または業務提携等の目的で株式を取得、保有する方針であります。
また、保有している株式については、四半期毎に投資先企業の経営状況や株価の動向等を、経営会議へ報告することとしており、これをもとに継続保有や売却について判断しております。
当社は、保有株式についてその保有目的ごとに「投資有価証券管理規程」で担当部署を定めております。投資先企業に対する議決権の行使にあたっては、各担当部署が詳細に渡って各社の経営状況や議案の検討を行い、株主価値を毀損しないよう、適切に議決権を行使する手続がとられております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
取締役の競業取引および会社と取締役間の取引を行うことは、取締役会の決議事項となっており、その他の関連当事者取引が行われる場合には、必要に応じて取締役会で承認の可否を決定いたします。
なお、当社では、全取締役および全監査役より毎年度末に関連当事者取引の有無について確認を行っており、現在、関連当事者取引はありません。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1)経営理念および中期経営計画につきましては、有価証券報告書に掲載しておりますが、今後、当社ウェブサイトからも情報発信を行ってまいります。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、有価証券報告書および本報告書に記載しております。

(3)役員報酬の決定方針・手続について
[報酬の方針について]
・報酬の構成:現金による基本報酬と賞与から構成されております。
・支給基準:職責の範囲・重さ、前年度の業績、経営計画の進展状況を総合的に勘案し、それぞれの取締役ごとに評価がなされております。
・水準:国内同規模製造業の中位水準を参考としております。
[支給の手続について]
株主総会において報酬総額の承認をいただき、取締役評価協議会において、支給基準に照らした個々の取締役の評価と水準の確認を行い支給を決定しております。

(4)役員選任(指名)の方針・手続について
[選任の方針について]
・事業および業務の内容に精通して執行の状況を精査した上で方向性を示し監督することができる取締役

・事業動向をより広い視野で高いレベルからチェックしうるような経営管理へ識見または経験を持つ取締役
・会社の業務内容や決算状況などについて十分に理解しながらチェックすることができる取締役および監査役
上記3点を満たし、必要な多様性を保持した取締役会を構成し維持できるよう、個々の取締役・監査役を選任する方針としております。
[選任の手続について]
取締役評価協議会において、対象者を様々な角度から検証し、取締役または監査役の全体の構成も考慮しつつ、候補者を選任し、株主総会で承認をいただく手続となっております。

(5)当社は、今後新たな取締役・監査役を選任する場合には、その選任の理由を株主総会招集通知に記載いたします。

【補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、「取締役会規程」において取締役会で審議、決定される事項を定めており、その他の重要な経営課題については全ての取締役兼業務執行役員で構成される経営会議に委任しております。また、当社は、執行役員制度を導入しており、全執行役員による執行役員会を設置し、執行状況の確認を行っております。
この体制につきましては、有価証券報告書、本報告書において開示しております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社では、独立社外取締役は1名でありますが、当社の事業は多岐にわたっており、今後新たな適任者を調査し、増員していくことを考えております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準等を加味し、当社の経営に対し、専門的で建設的な助言および監督のできる独立社外取締役候補者を選定しております。

【補充原則4－11－1　取締役会のバランス・多様性および規模に関する考え方】
当社は、迅速な意思決定を行うため、取締役の員数を11名以内と定款に規定しており、経験、知識、専門性において多様性を考慮した構成としております。さらに、透明性、公正性を確保するため社外取締役を選任するものとしております。

【補充原則4－11－2　取締役・監査役の兼任】
当社の取締役および監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。今後当社の役員が他の上場会社の役員を兼任する場合には、適宜開示いたします。

【補充原則4－11－3　取締役会の実効性分析】
取締役会の実効性については、取締役評価協議会が実施するアンケート等により分析・評価を行ってまいります。なお、結果の開示については、今後検討してまいります。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニング方針】
新任取締役は、証券代行機関が開催する会社法のセミナーに出席しております。
取締役および監査役は、その期待される役割や責務を果たすため、必要な知識や情報を得るために外部セミナー等へ出席し、研鑽を積んでおります。また、当社の事業や組織についての理解を深めるために事業所訪問を実施しております。なお、これらの費用は当社が負担しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との対話全般については、管理部門担当取締役が統括いたします。株主との対話にあたっては、当該取締役が中心となり、経営企画部、総務部、理財部が情報を共有し、連携のうえ実施いたします。対話において把握された株主の意見等は、適切に取締役会等へ報告いたします。
株主との対話にあたっては、インサイダー情報を適切に管理いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　　10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
共同印刷株式会社	2,407,839	8.83
東京インキ取引先持株会	1,400,000	5.13
東京インキ従業員持株会	1,355,325	4.97
有限会社久栄	1,100,000	4.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	1,031,000	3.78
東京海上日動火災保険株式会社	956,686	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	948,000	3.47
株式会社みずほ銀行	668,500	2.45
有限会社大葉志	660,000	2.42
三井住友信託銀行株式会社	622,000	2.28

支配株主(親会社を除く)の有無　　―――

親会社の有無　　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
榊　由之	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
榊　由之	○	榊由之氏は、当社の取引先である三井化学株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりました。	榊由之氏は社外取締役で当社の取引先である三井化学株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりましたが、退任されてからすでに約8年が経過しており、当社と本人の出身会社である三井化学株式会社との取引金額は、連結売上高の約1.1%（2015年3月期実績）であります。以上の理由から一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立役員に指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との間においては、監査計画書に基づき、さらに必要に応じ、適宜会合、打合せを行い、適確な監査の実施を確保しております。
また、社内組織として社長直属の統制監査部および内部統制委員会を設置し、子会社を含めた事業グループ全体の業務遂行状況について、手続の妥当性や有効性、および法令・社内規程等の遵守といった観点から監査を行い、監査役と統制監査部および内部統制委員会は相互の意見交換を行い、監査計画に基づき連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
重田　安治郎	他の会社の出身者										△			
梶山　正義	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
重田　安治郎	○	重田安治郎氏は、当社の取引先である三井化学株式会社の業務執行者（部長職）として勤務されておりました。	重田安治郎氏は社外監査役で当社の取引先である三井化学株式会社の業務執行者（部長職）として勤務されておりましたが、退任されてからすでに約8年が経過しており、当社と本人の出身会社である三井化学株式会社との取引金額は、連結売上高の約1.1%（2015年3月期実績）であります。以上の理由から一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役として独立役員に指定いたします。
梶山　正義	○	梶山正義氏は、当社の大株主および取引先である共同印刷株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりました。	梶山正義氏は社外監査役で当社の大株主および取引先である共同印刷株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりましたが、本人の出身会社である共同印刷株式会社は、金融商品取引法で規定する主要株主でない上に、当社との取引金額は、連結売上高の約0.8%（2015年3月期実績）であります。以上の理由から一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役として独立役員に指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員賞与による処遇を行っており、実施しておりません。なお、2015年6月26日開催の第143回定時株主総会の終結の時をもって取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における取締役の報酬額は、124百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、管理部門各部との連携を強化することとし、当面当該使用人はおかないこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役制度を採用しております。取締役会は6名（うち社外取締役1名）の取締役で構成されており、取締役会を毎月定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定および業務執行の監督を行っております。また、経営環境の変化に迅速に対応すべく、すべての取締役および監査役による経営会議を開催し、重要な経営課題の検討を行っております。さらに、平成21年4月より、経営の意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、業務執行と経営の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は、平成27年6月29日現在、取締役との兼務者を含めて13名で、毎月執行役員会を開催し、業務執行の確認を行っております。なお、定款に規定する取締役の員数は、取締役が11名以内、監査役が4名以内であります。法律上の判断が必要な場合には、顧問弁護士に適切な助言を受けております。会計監査については、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、期中を通じて随時監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役3名（うち社外監査役2名）から構成される監査役会を中心として客観的な視点での経営監視および業務執行の監視を実施しております。さらに平成27年6月26日開催の当社第143回定時株主総会において社外取締役を1名選任しており、期待される独立した立場での監督機能は充分に果たされると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主に議案を十分理解していただくため、法に規定する発送日より早期に招集通知を発送するよう、努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループ全社員が守るべき東京インキグループ行動規範に「私たちは、企業の透明性を高めます」と規定し、当社ホームページに掲載しております。 http://www.tokyoink.co.jp/csr/csr01.html	
IR資料のホームページ掲載	掲載資料：有価証券報告書、決算短信、四半期報告書、中間事業報告書、事業報告書、適時開示資料、株式事務手続き http://www.tokyoink.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部門総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念は、企業基盤の安定と、企業体質の強化を経営の重要課題とし、顔料加工事業とその周辺分野に深く係わるメーカーとして、これまで培ってきた知識を活かし、最新の技術を織り込んだ高品質で環境にやさしい製品の提供により、広く社会に貢献することにあります。その実現のため、当社はコーポレート・ガバナンスについて、経営の透明性・健全性、遵法性の確保、各ステークホルダーへの説明責任の重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者ならびに各層の経営管理者の責任の明確化を基本理念として経営にあたっております。 http://www.tokyoink.co.jp/corporate/corp02.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業理念および当社グループ全社員が守るべき行動規範において、CSRの精神を規定し、取組んでおります。また当社ホームページへ環境方針等を掲載しております。 URL:http://www.tokyoink.co.jp/csr/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループ全社員が守るべき行動規範において、「私たちは、企業の透明性を高めます。」と規定し、適宜、適切な情報提供に努めております。 http://www.tokyoink.co.jp/csr/csr01.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年4月21日に内部統制システム構築の基本方針を制定し、その後、社会情勢の変化や当社の会議体の変更等により、改訂を重ねてまいりました。そして「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月14日開催の取締役会において本方針の改定を決議いたしました。内容は下記のとおりです。

⑴取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
・定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し、会社の重要事項の決定および重要な報告事項を報告する。
・全ての取締役および監査役で構成されている経営会議を月１回に加え、必要に応じて臨時経営会議を開催し、取締役会に付議すべき事項のうち、事前審議を要する事項および業務執行に関する重要事項の審議を実施する。
・公益通報者保護規程を制定し、会社業務の執行上の法令違反行為等の報告・相談窓口である「通報窓口」を社内および社外に設置する。
⑵取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
・取締役の職務の執行に係る情報については、従来からある取締役会議事録・経営会議議事録・執行役員会議事録を「文書管理規程」に基づいて、保存、管理する。
⑶損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・全社的なリスクを把握・評価し、適切な対応を行うために全社リスク管理委員会を設け、リスクの未然防止およびリスクの発生時の被害の最小化、再発防止が行える体制の充実を図る。
・統制監査部は、「内部統制の社内啓蒙活動」を通して、各業務におけるリスク認識の重要性について、周知徹底を図る。
⑷取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・経営上の重要事項については、経営会議の事前審議を経て、取締役会に上程し、決定される。
・取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌」および「責任・権限」の明示を行い、それぞれの責任および権限を明確化する。
⑸使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
・行動規範を実践するため、およびコンプライアンス活動を推進するためにコンプライアンス強化委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
・統制監査部は、全事業所において啓蒙活動を行う。
⑹当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行い、当社が子会社から定期的に報告を受ける体制を整備し、子会社の効率的な職務の運営を図る。
・統制監査部は子会社を含めた当社グループ全体の業務遂行状況の監査を行う。
⑺監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。なお、当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。
⑻取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・監査役は社長および全取締役とそれぞれ定期的に会合を持ち、会社の重要事項への取組状況の報告を受ける。
・監査役は職務執行に関しての全取締役との面談および管理部門各部との月次会議を実施し、実務報告を受ける。
・監査役は、取締役会・経営会議・執行役員会など社内の重要会議に出席する。
・当社グループの取締役および使用人からその職務執行に関して、重大な法令および定款違反、または会社に重大な損失を与える事実が発生するおそれがある旨の報告を監査役に行った取締役および使用人に対し、不利益な取扱いをすることを禁止する。
⑼その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、取締役会・経営会議・執行役員会など社内の重要会議に出席する。
・監査役は、会計監査人との間および統制監査部との間で、定期的に意見交換を行う等、相互に連携を図り監査を実施する。
・監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役および使用人から説明をもとめ、それに対し取締役および使用人は速やかかつ適切な報告を行う。
⑽財務報告の信頼性を確保するための体制
・金融商品取引法の定めに従って、財務報告の信頼性を確保するために財務報告に係る内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
⑾反社会的勢力を排除するための体制
・全ての社員が守るべき行動規範に則り、警察当局や関係機関などと十分に連携し、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体とは一切関係を持たない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ全社員が守るべき東京インキグループ行動規範において「私たちは、反社会的な勢力とは一切関係を持ちません。」と規定し、周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレートガバナンス体制

